

令和4年農地の権利取得に係る下限面積の設定について

令和4年農地の権利取得に係る下限面積の別段の面積は下記のとおりとする。

令和4年1月14日

北秋田市農業委員会



1 農地法施行規則第17条第1項の適用

設定地域	別段の面積 (下限面積)	備考
市内全域。 ただし、2の(1)を除く。	10アール	

2 農地法施行規則第17条第2項の適用
(1)

設定地域	別段の面積 (下限面積)	備考
市内全域。 ただし、畑作に供する場合のみとする。	1アール	